

りようげんごにほんご  
利用できる言語は日本語のみです

おっと ぼうりよく  
夫・パートナーからの暴力に  
くる  
苦しんでいる あなたへ

せんだいこくさい とうりゅう  
●仙台国際センター 交流コーナー

しつもん そうだん たいおう  
質問や相談にスタッフが対応します。  
がいこくじん かた よ  
また、外国人の方から寄せられる問合せに、三者間  
つうわ でんわ りよう ちゅうごくご かんこくご  
通話電話サービスを利用して、中国語・韓国語・タ  
ガログ語、ポルトガル語のボランティア通訳者を交  
えてお答えします。  
ざいりゅうてつ など もんだい ぎょうせいしよし かりよう  
在留手続き等の問題について、行政書士による無料  
そうだんかい たいきでき  
相談会を定期的に実施しています。

TEL 022-224-1919

- 利用できる言語  
えいご ちゅうごくご かんこくご  
英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語
- 利用できる曜日・時間  
9:00～20:00 ※月2回程度の休館日、年末年始を除く  
じゅうしよ せんたいしあおぼくあおぼやま  
○住所 仙台市青葉区青葉山

せんだい し だんじよきょうどうさん かくすいしん  
●仙台市男女共同参画推進センター  
エル・ソーラ仙台 相談支援係

めんあつそうだん おこな  
面接相談を行っています。無料の法律相談もあります。  
TEL 022-268-8302  
○受付時間 (月～土曜) 9:00～17:00  
つき かいていど きゅうかんび のぞ  
月2回程度の休館日を除く(※)

せんだい し じよせい ぼうりよくでん わ そうだん  
●仙台市「女性への暴力電話相談」

でんわ そうだんせんりょうまどぐち かくめい かりよう  
電話相談専用窓口です。匿名で利用もできます。  
TEL 022-268-5145  
○利用できる曜日・時間 (火曜) 14:00～19:00(※)

せんだい し かくく か ていけんこう か  
●仙台市各区家庭健康課

ぼうりよく のが しせつ にゅうしよ こ  
暴力から逃れるための施設への入所や子どものことについて  
相談できます。  
あお せい だい  
青葉区 TEL 022-225-7211 (代)  
みやぎの せい だい  
宮城野区 TEL 022-291-2111 (代)  
わきの せい だい  
若林区 TEL 022-282-1111 (代)  
たいはく せい だい  
太白区 TEL 022-247-1111 (代)  
いずみ せい だい  
泉区 TEL 022-372-3111 (代)  
○利用できる曜日・時間 (月～金曜) 8:30～17:00(※)

みやぎ けんじよせい そうだん さいりゅうしやぼうりよくそうだんしえん  
●宮城県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

TEL 022-256-0965 電話・来所(予約)相談  
○利用できる曜日・時間 (月～金曜) 8:30～17:00(※)

みやぎ けんけいさつ けいさつ そうだん せんりょうでん わ  
●宮城県警察「警察相談専用電話」

TEL #9110番 (022-266-9110)  
(または、最寄の警察署生活安全課にご相談ください。)  
■緊急の場合は 110番

せんたい せんたいじよせい ぼうりよくぼうし  
●ハーティ仙台 (仙台女性への暴力防止センター)

みんかん じよせいしんりんだんたい おこな  
民間の女性支援団体が行っている電話相談です。  
TEL 022-274-1885  
○利用できる曜日・時間  
(月～金曜) 13:30～16:30  
(第1～4火曜) 18:30～21:00(※)

しゅくじつおよ ねんまつねんし のぞ  
(※) 祝日及び年末年始を除く

せんたい し だんじよきょうどうさん かくく か  
発行 仙台市男女共同参画課 TEL 022-214-6143

このリーフレットの作成には  
平成21年度 法務省人権啓発活動地域委託費を充てています



じぶん と もと  
自分らしさを取り戻す。

あなたにも きつとできます。

あんぜん く まいにち  
安全で きもちよく 暮らせる毎日。

あなたには そんな生活をおくる

けんり  
権利があるのです。

せん だい し  
仙 台 市

ざい だん じよきょう どうさん かく ざい だん  
(財) せんたい男女共同参画財団

## 自分をみつめ直してみませんか？

### <身体的暴力>

- 彼はあなたをたたいたり、蹴ったり、髪をひっぱったりすることはありませんか？
- 彼はあなたに刃物を突き付けたりして、命の危険を感じるような恐怖を与えたことはありませんか？

### <精神的暴力>

- 彼はあなたを「バカ」、「お前は何もできない」とののしったり、無視したりすることはありませんか？
- 彼はあなたが日本語教室に通って日本語を覚えたり、友達をつくらうとするのを嫌がりませんか？

### <性的暴力>

- 彼はあなたが見たくないポルノビデオを見せたり、同じことをさせようとすることはありませんか？
- 彼はあなたがいやがっているのに性行為を強要することはありませんか？

### <経済的暴力>

- 彼はあなたに生活費を渡さなかったり、あなたに借金をさせたりすることはありませんか？

## そのため・・・

- あなたは、いつも彼の機嫌が悪くならないようにピクピクし、いつも神経を張り詰めて生活していませんか？
- あなたは、「こんな状況を誰にも話せない」、「話す日本にいらなくなる」と思っていますか？



# Domestic Violence

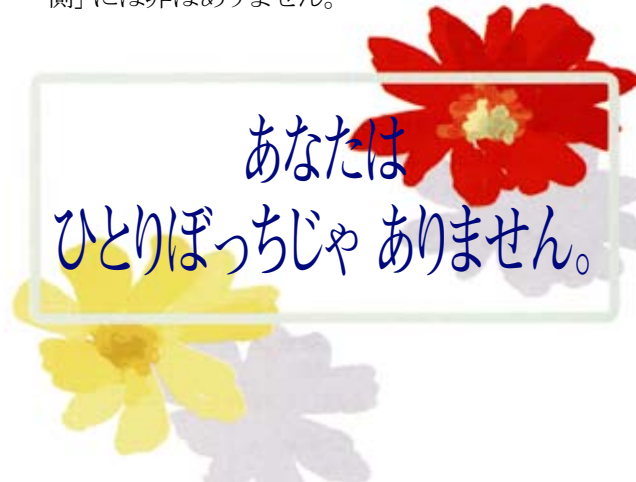
## ドメスティック・バイオレンスとは

### Domestic Violence

### ドメスティック・バイオレンス (DV)

親密な関係にある(あった)者からの暴力、又は支配的な行動のことをいいます。

殴る、蹴るといった身体的な暴力のほかに、精神的、性的、経済的な暴力があります。暴力については「振るう側」に問題があり、「振るわれる側」には非はありません。



## どうして暴力が続くの？

彼が言うように 私にも悪い所があるのでは？

**いいえ、違います。**

あなたがどんなに努力しても なんの理由もなく暴力がふるわれていませんか？

子どものために 暴力を我慢すべきかしら？

**いいえ、違います。**

暴力にあふれた環境は子どもにとっても大変危険で深く傷つく環境です。子どものためにも現状が変わることが望ましいのです。

## DV被害者を守る法律があります

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

### ◆この法律は配偶者からの暴力が対象です

婚姻の届出はしてなくても事実上婚姻関係と同じような事情にある人や、元配偶者も含まれます。被害者が外国籍であっても対象となります。

### ◆裁判所に申し立てると保護命令が出されます

保護命令とは

- ・加害者が被害者につきまどったり、迷惑電話をかけてくることなどを禁止することができます。また、被害者と一緒に住んでいる住居から出て行くことを命じることができます。
- ・更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

## ひとりで悩まないで、相談してください

家庭内での暴力は、なかなか人には相談しにくく、自分ひとりで解決しようと思いついて悩んでいませんか？

暴力を受けているのは、あなたが悪いからではありません。また、あなたひとりの努力で解決することは多くの場合困難です。

ドメスティック・バイオレンスについて、さまざまな相談機関があなたからの相談を待っています。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

あなたの国籍や言語にかかわらず、人権を尊重し、親身になってお話を伺います。